

平成27年度税制改正の概要 (地方法人課税関係)

外形標準課税に関するこれまでの議論(抜粋)

経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定)

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

法人税改革に当たっての基本的認識と論点(平成26年6月5日与党税制調査会)

地方法人課税については、応益課税の考え方が重要である。このため平成15年度には法人事業税に付加価値割等の外形標準課税を導入したところであるが、地域経済を支える中小企業に配慮しつつ、今後も、公共サービスの対価を黒字企業に限らず広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化する方向で見直していく必要がある。

法人税の改革について(平成26年6月27日政府税制調査会)

また、外形標準課税が全法人の1%未満である資本金1億円超の企業のみを対象にすることは、行政サービスの受益者が広くその費用を負担するという地方税の趣旨に反するため、外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見が多く出された。

このため、法人事業税における付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべきである。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである。

成長志向に重点を置いた法人税改革①

【改革の趣旨】

- 欧米各国も行ってきたように「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変える。より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた投資等がより積極的になり、それが成長につながっていくように、法人課税の構造を改革する。
- この改革を通じて、企業が収益力を高めれば、継続的な賃上げが可能な体質となり、より積極的な賃上げへの取組みが可能となる。所得拡大促進税制の要件を更に緩和するとともに、法人事業税(外形標準課税)においても新たに所得拡大促進税制を導入し、企業の賃上げへの動き出しを一層力強く後押しする。

【改革の枠組み】

- 27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率(現行:34.62%)を20%台まで引き下げることを目指す。その際、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、恒久財源をしっかりと確保する。

第1段階 27年度改正では、課税ベースの拡大等(3、4ページ①～④参照)により財源を確保しつつ、経済の好循環の実現を力強く後押しするために先行減税を行い、法人実効税率について、27年度▲2.51%・28年度▲3.29%の引下げを決定する。中小企業への影響に配慮し、大企業中心の改革とする。

第2段階 28年度改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、28年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図る(▲3.29% + α)。さらに、その後の年度の税制改正においても、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。

成長志向に重点を置いた法人税改革②

【課税ベースの拡大等(27年度改正)】

① 欠損金繰越控除の見直し(法人税)

- ◇ 欠損金の繰越控除制度が課税ベースを大きく侵食している状況を改善するとともに、控除制限を受けたくない企業には収益改善のインセンティブをもたらすよう、大法人の控除限度(現行:所得の80%)を、27年度に「所得の65%」、29年度に「所得の50%」に引き下げる。
- ◇ 再建中の法人や新設法人への影響に配慮し、7年間は所得の全額を控除可能とする特例を導入する。(上場等の場合は、以後の事業年度は対象外とする。また、本特例の導入にあわせて、23年度改正の経過措置は、本特例に統合して廃止する。)
- ◇ 繰越期間(現行:9年間)については、いたずらに延長するとより長期にわたり税金を節約できるようになり、早期の収益改善の逆インセンティブになることや、帳簿保存期間などとの整合性を踏まえ、10年に延長する(29年度に生じた欠損金から適用)。

② 受取配当等益金不算入の見直し(法人税)

- ◇ 支配目的の株式と、それ以外の目的(例えば、資産運用目的)の株式等との間で、取扱いを分ける。
- ◇ 「支配目的の株式(=持株比率が高い株式)」への投資については、経営形態の選択や企業グループの構成に税制が影響を及ぼすことのないように100%益金不算入としつつ、持株比率の基準(現行:25%以上)を「1/3超」に引き上げる。
- ◇ 「支配目的が乏しい株式等(=持株比率が低い株式等)」への投資は、他の投資機会(例えば、債券投資)との選択を歪めないように、益金不算入割合(現行:50%)を引き下げることとし、持株比率5%以下の場合には20%益金不算入(ETF以外の株式投資信託は全額益金算入)とする。

③ 外形標準課税の拡大(法人事業税)

後述

④ 租税特別措置の見直し(法人税)

◇ 研究開発税制(総額型)

- ・ 控除限度額の総枠は「法人税額の30%」を維持しつつ、オープンイノベーションを推進する観点から、共同研究・委託研究などの「特別試験研究費」については、控除限度を別枠化(5%)する。(限度超過額の繰越制度は廃止。)
- ・ 「特別試験研究費」の範囲を拡充するとともに、税額控除率を引き上げる。

◇ 今回期限が到来する21措置についてゼロベースで検討し、19措置について見直しを行う。

【賃上げへの配慮措置(27年度改正)】

- 27・28年度において、法人税の先行減税を行い、経済の好循環の定着を力強く後押し。
- 法人税の所得拡大促進税制における給与等支給額の増加要件(現行:27年度+3%→28年度+5%→29年度+5%(基本的に24年度比))について、毎年度1%ずつ上乗せする形へと要件を緩和し、継続して着実に賃上げに取り組む企業をサポートする。さらに、中小法人については、27~29年度の要件を3%で一定とし、賃上げへのインセンティブを高める。
- 法人事業税(外形標準課税)においても、法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合は、給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除する制度を導入する(地方版「所得拡大促進税制」)。

成長志向に重点を置いた法人税改革③

【課税ベースの拡大等による財源確保と税率引下げ(27年度改正)】

○ 法人税(国) <法人税の税率引下げ> (現行25.5%→23.9%) ▲6,690 億円

<課税ベースの拡大等による財源確保>

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① 欠損金繰越控除の見直し(控除限度80%→50%)
(うち80%→65%) | (29~) | +3,970 億円 |
| | (27)(28) | (+1,920 億円) |
| ② 受取配当等益金不算入の見直し | | +920 億円 |
| ④ 租税特別措置の見直し | | +1,790 億円 |

小 計	(29~)	+6,680 億円
	(27)(28)	(+4,630 億円)

(注) 平年度ベース
企業部門に対して、27(28)
の2事業年度にわたり、各
年度▲2,060億円の先行
減税となる

合 計	(29~)	▲ 10 億円
	(27)(28)	(▲2,060 億円)

○ 法人事業税 <所得割の税率引下げ> (現行:7.2%→4.8%) ▲7,870 億円
(地方) (うち7.2%→6.0%) (27) (▲3,940 億円)

<課税ベースの拡大等による財源確保>

- | | | |
|--|-------|-------------|
| ③ 外形標準課税の拡大 (全体の2/8→4/8)
(うち 2/8→3/8) | (28~) | +7,800 億円 |
| | (27) | (+3,900 億円) |

合 計	(28~)	▲ 70 億円
	(27)	(▲ 40 億円)

(注1) 平年度ベース
(注2) 27年度税収見込み
を基に概算試算した
増減収額

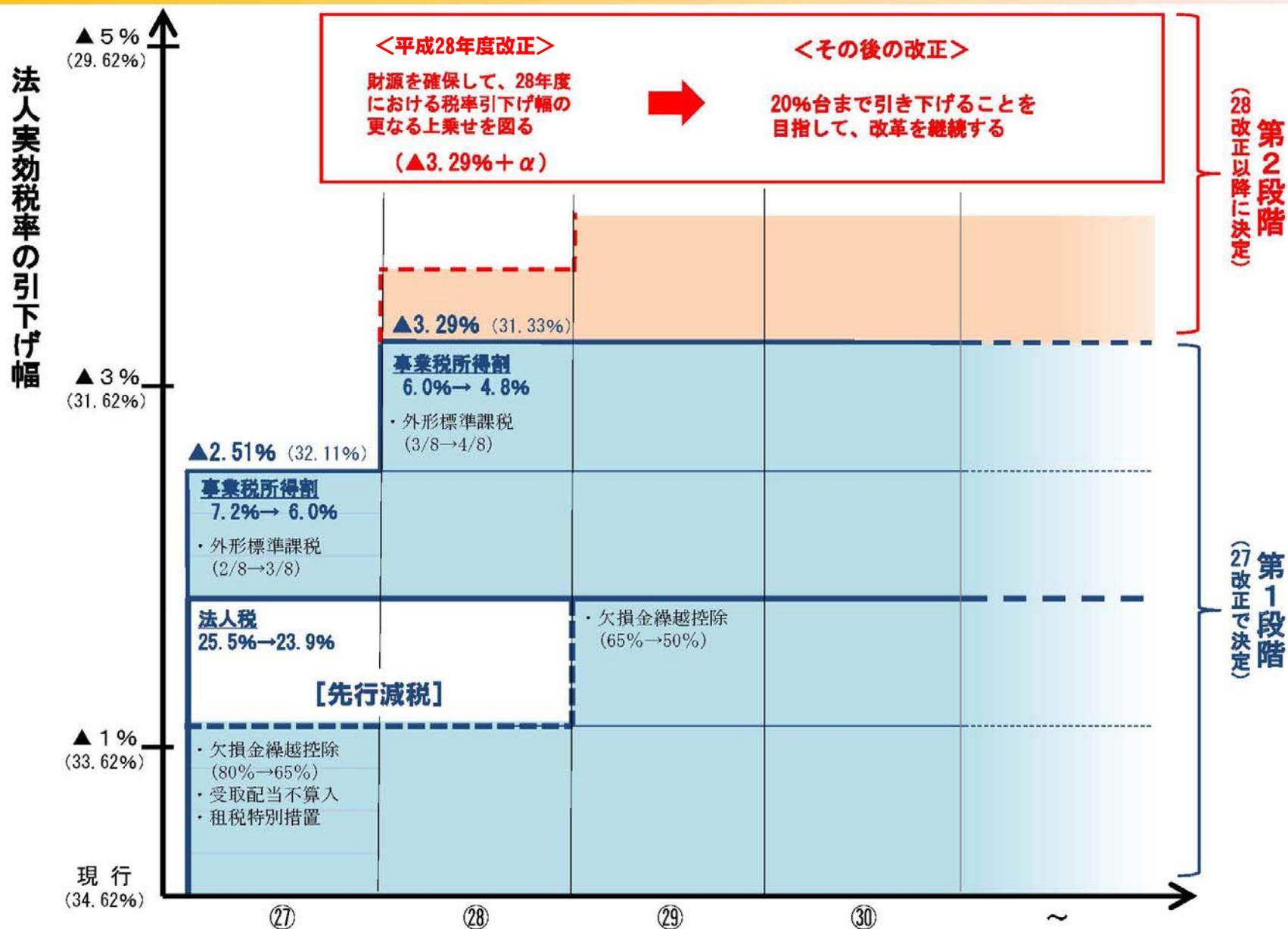
○ 法人実効税率の引下げ

	→	27年度	28年度
法人税率	現行	23.9%	23.9%
法人事業税所得割(標準税率)	7.2%	6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11% (▲2.51%)	31.33% (▲3.29%)

与党税制改正大綱（平成26年12月30日）に示された法人税改革の枠組み（イメージ）

	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)～
法人実効税率引下げ （現行：34.62%）	◆ 32.11%（▲2.51%）	◆ 31.33%（▲3.29%） ◆（▲3.29%+α）	◆	◆（数年で20%台まで引き下げることを目指す）
課税ベースの拡大等				
<ul style="list-style-type: none"> ・欠損繰越控除《大法人》（所得の80%限度） ・受取配当等益金不算入（持株比率～25%：50%不算入など） ・法人事業税（外形標準課税）《大法人》（全体の2/8） ・租税特別措置 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 所得の65% ◆ 不算入割合の引下げ ◆ 全体の3/8 ◆ 研究開発税制の見直しなど 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 所得の50% ◆ 全体の4/8 		
<ul style="list-style-type: none"> ・外形標準課税（法人事業税）《地方税》（再掲） ・生産性向上設備投資促進税制《租特》 ・所得拡大促進税制《租特》 ・研究開発税制《租特》 ・減価償却 ・法人事業税損金算入 ・租税特別措置（再掲） 			<ul style="list-style-type: none"> ◆（27改正の実施状況も踏まえつつ、外形標準課税の更なる拡大等を検討） ◆（28末期限） ◆（29末期限） ◆（一部28末期限） ◆（経済の好循環の定着状況等を見極めつつ、定額法への一本化について検討） ◆（税の性格や地方独自の減税措置に与える影響等を考慮しつつ、検討） ◆（期限が到来するものを中心に、廃止を含めゼロベースで見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> （経済の好循環の定着状況等を見極めつつ、取扱いについて検討）
<ul style="list-style-type: none"> ・中小法人課税 ・公益法人等課税 ・協同組合等課税 			<ul style="list-style-type: none"> ◆（実態を丁寧に検証しつつ、幅広い観点から検討） ◆（非収益事業の民間競合の状況等について実態を丁寧に検証しつつ、検討） ◆（特に軽減税率のあり方について、実態を丁寧に検証しつつ、検討） 	

与党税制改正大綱（平成26年12月30日）に示された法人実効税率引下げの道筋（イメージ）



外形標準課税の拡大幅と年数

○ 拡大のイメージ

- (1) 法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を2年間で1/2に拡大する。
 (所得割:外形課税=1:1) 例:②73/8 →②84/8
- (2) 法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を3年間で5/8に拡大する。
 (現行の所得割の1/2を外形標準課税に振り替え) 例:②73/8 →②84/8 →②95/8

(1) 1/2外形化の場合

所得割の税率(※)

7.2%→6.0%→4.8%

法人実効税率 ▲1.5%

外形標準課税	所得割 7.2%
--------	-------------



外形標準課税	所得割 4.8%
--------	-------------

(2) 5/8外形化の場合

所得割の税率(※)

7.2%→6.0%→4.8%→3.6%

法人実効税率 ▲2.3%

外形標準課税	所得割 7.2%
--------	-------------

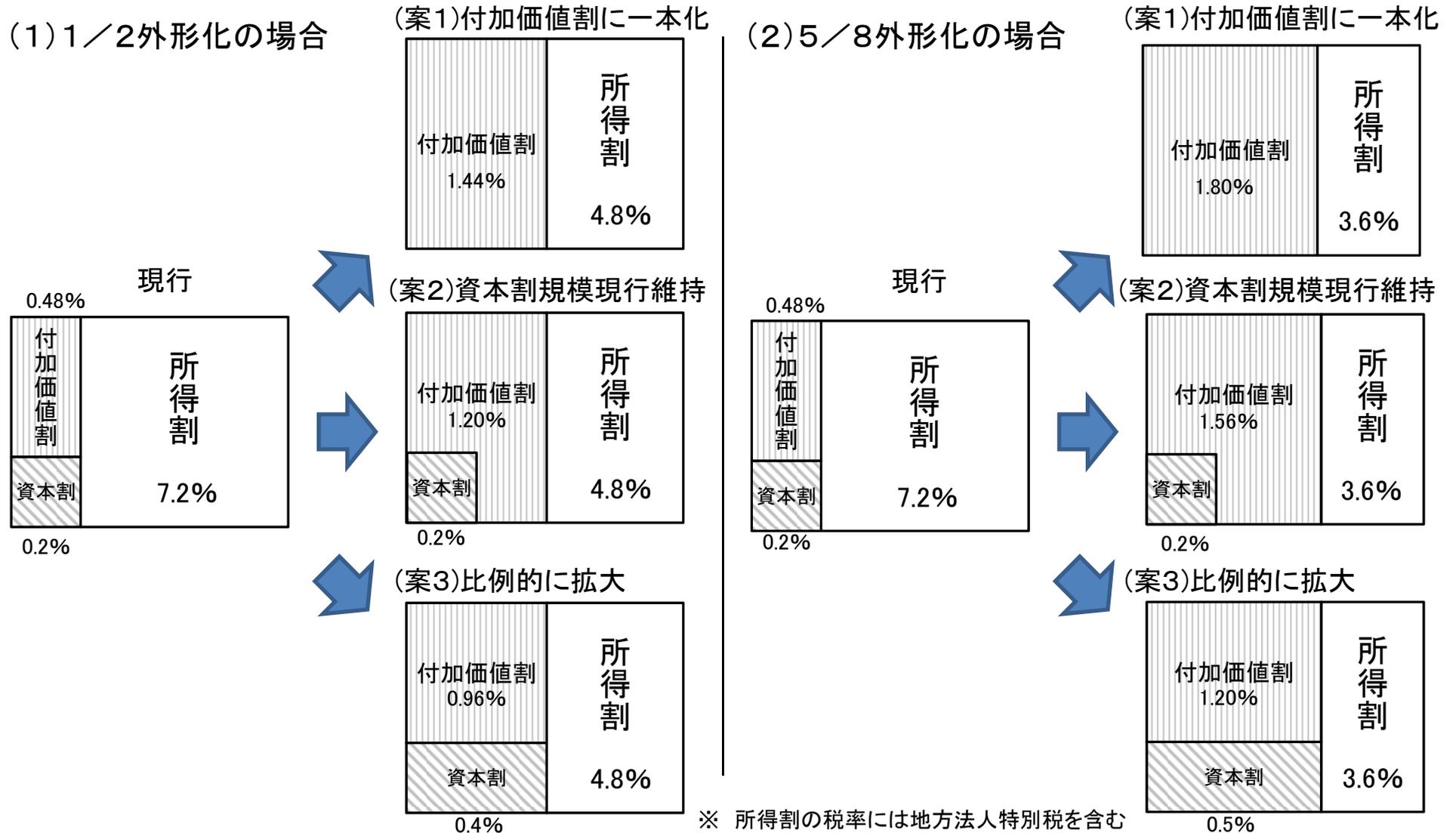


外形標準課税	所得割 3.6%
--------	-------------

※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置する。
 また、所得割の税率には地方法人特別税を含む。

外形標準課税の拡大幅(イメージ)と資本割の税率

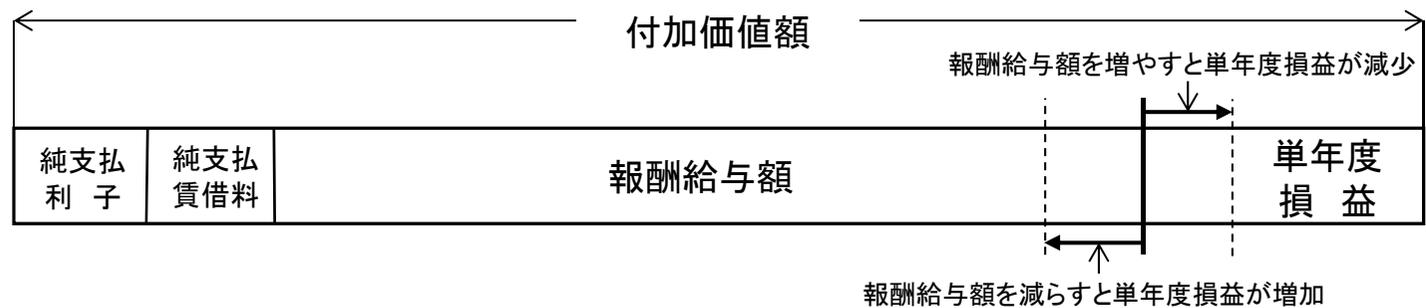
- (案1) 資本割を廃止して付加価値割に一本化
- (案2) 資本割は現行の0.2%を維持し、拡大は付加価値割で実施
- (案3) 資本割と付加価値割を比例的に拡大



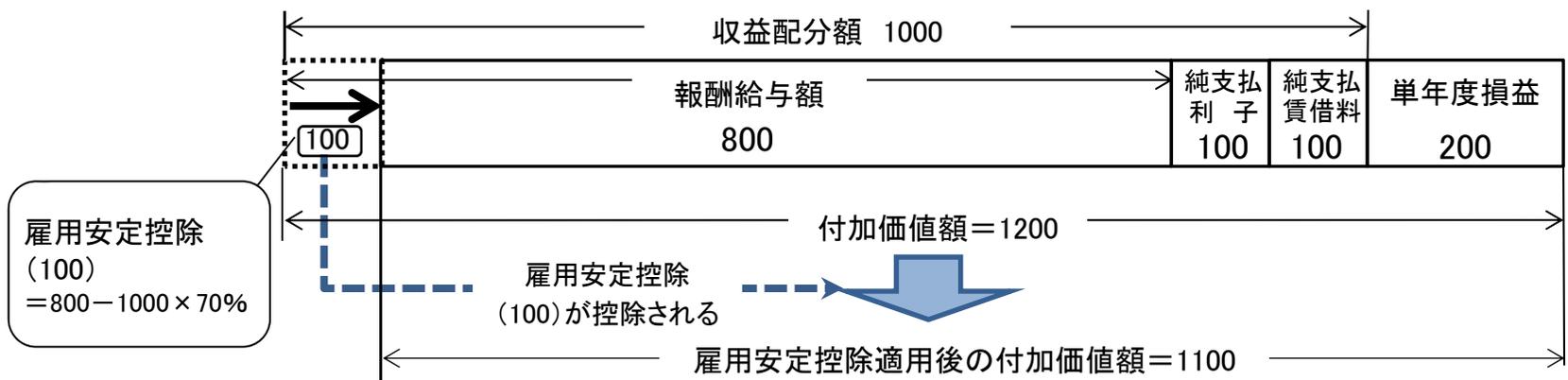
法人事業税付加価値割の概要

- 付加価値割の課税標準である「付加価値額」は、他の条件が同じであれば、報酬給与額が増加しても税額が増加しない仕組み。
- その上でさらに、雇用に配慮し、報酬給与額の比率が高い法人については、付加価値額から一定額を控除し負担を軽減。

◆ 報酬給与額が増減しても単年度損益と相殺されることにより、付加価値額は変わらず、税額は一定



◆ 報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合、付加価値額から雇用安定控除額を控除する。
 ※ 雇用安定控除額 = 「報酬給与額」-「収益配分額」× 70%



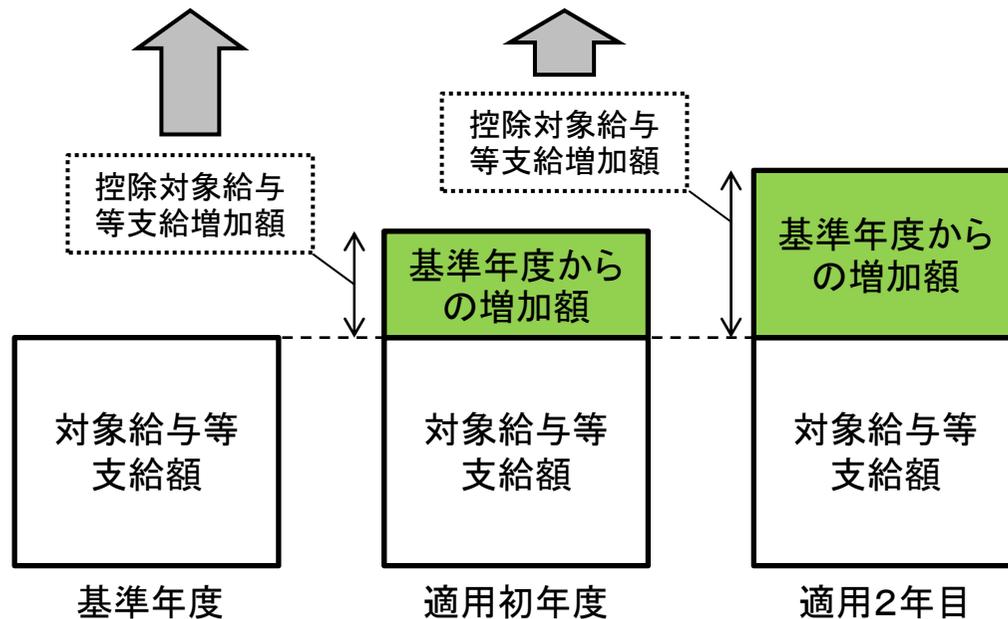
賃上げへの対応（案）

- 外形標準課税の拡充に際し、賃上げを促進する観点から、法人税の所得拡大促進税制における「控除対象給与等支給増加額」を付加価値割の課税標準の報酬給与額から控除し、増加額に係る付加価値割額を、実質的に税額控除。（赤字法人にも適用）

※ 雇用安定控除との重複の調整等所要の措置を講ずる。

控除対象給与等支給増加額に係る付加価値割額を控除

[控除額] 法人税の控除対象給与等支給増加額 × 税率 × 雇用安定控除調整率



【要件】

- (1) 基準年度と比較して、
平成27年度: 3%以上
平成28年度: 4%以上
平成29年度: 5%以上
の給与等総支給額が増加
- (2) 給与等総支給額が前年度以上であること
- (3) 平均給与等支給額が前年度を上回ること

(基本的に平成24年度)

負担変動に対する配慮措置（案）

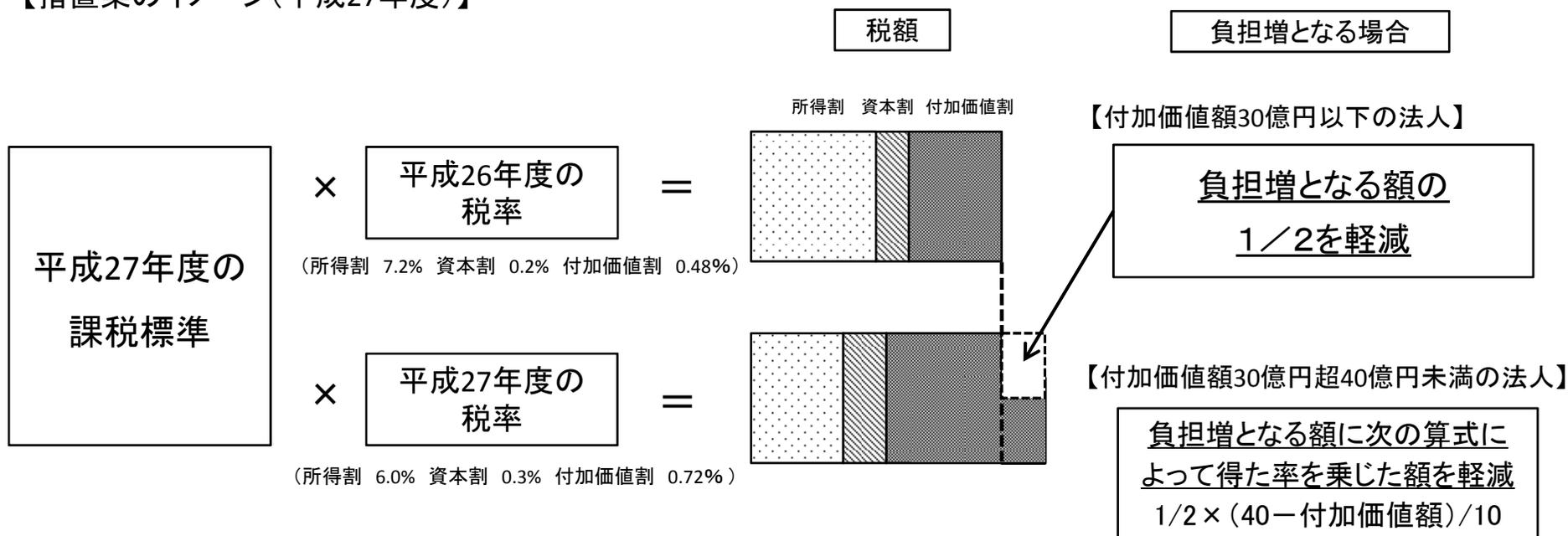
- 外形標準課税の拡大により負担増となる法人（欠損法人、事業規模に比して所得が小さい法人）のうち、事業規模が一定以下の法人について、2年間に限りこれを軽減する経過措置を講ずる。

付加価値額30億円以下の法人 ➡ 負担増となる額の1/2を軽減

付加価値額30億円超40億円未満の法人 ➡ 負担増となる額に1/2から0の間の率を乗じた額を軽減

※ 平成28年度についても、当該年度の課税標準をもとに前年度と当該年度の税率で算出した額の差額について、同様の措置を実施

【措置案のイメージ(平成27年度)】



法人事業税資本割の概要

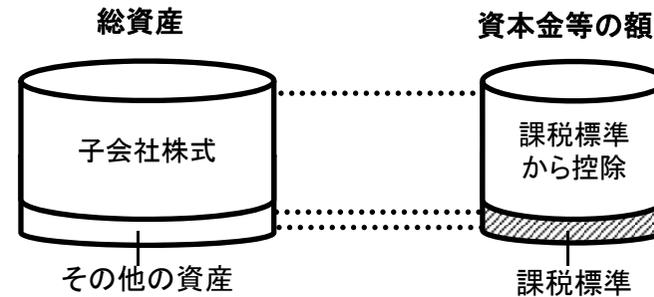
$$\text{資本割額} = \text{資本金等の額} \times 0.2\%$$

資本金等の額

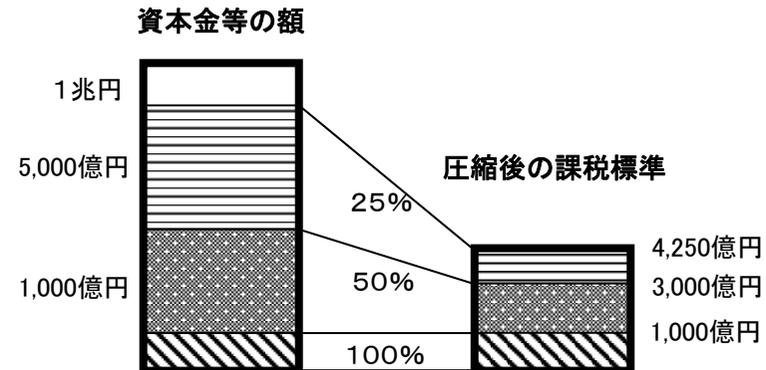
=

法人税法に規定する資本金等の額
又は連結個別資本金等の額

※1 一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合分を課税標準から控除。



※2 資本金等の額のうち1千億円を超える部分について割落とし。1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。



※3 無償減資等の額を控除し、無償増資等の額を加算。

資本割に関する課題

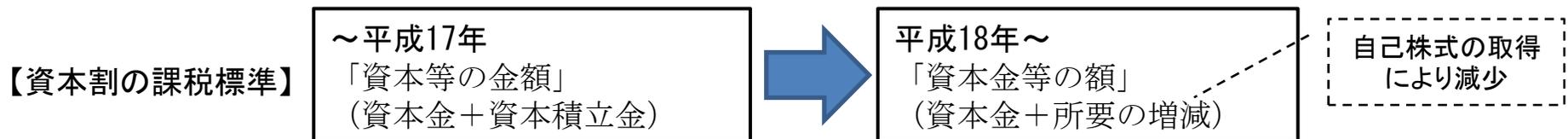
○ 資本割を維持ないし比例的に拡大する場合、自己株式の取得により、現在資本割が「ゼロ」の法人があることを踏まえ、課税標準(原則、法人税法上の「資本金等の額」)について、見直しが必要ではないか。

※ 資本割については平成16年度の外形標準課税導入の際、概ね法人税法上の「資本等の金額」を課税標準として導入された。(その時点では保有する自己株式の額は控除していない。)

※ その後、会社法の改正に伴う平成18年度の法人税法改正の際、「資本等の金額」は「資本金等の額」に改正されたことにあわせて、資本割の課税標準も「資本金等の額」とされ、保有する自己株式等の額を減算することとされた。

※ 自己株式を多額に取得した企業の「資本金等の額」がマイナスとなり、「資本割」額もゼロとなるケースが見られるようになった。

〔 従来の資本割の課税標準: 資本金 + 資本剰余金(資本積立金)をベース 〕



○ 資本割についての特例(圧縮特例、持株会社特例、個別特例)については、現行特例の趣旨を踏まえて、そのまま維持する方向で検討するか。

資本割の課税標準の見直しについて(1)

- 法人事業税資本割の課税標準については、その導入時から、「資本金」と「資本積立金」(≒資本剰余金)の合計額が基本とされており、今回の見直しにおいても概念的には「資本金」と「資本剰余金」の合計額をベースとしてはどうか。

資本金に資本積立金を加えた金額(以下「資本等の金額」と言います。)も、法人の規模をある程度表しており、事業活動の規模もある程度示すものであると考えられ、納税・課税事務の負担の少ない簡素な課税の仕組みとして、資本等の金額に着目した仕組みを考えることができます。

【わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－(平成12年7月 政府税制調査会答申)(抄)】

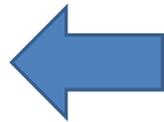
資本金も、法人の規模をある程度表しており、事業活動の規模もある程度示すものであると考えられる。また、その際には、法人の規模をより適切に表すという観点から、資本積立金も含めて扱うことが適当と考えられる。このような観点から、簡素な課税の仕組みとして、資本等の金額(資本金と資本積立金の合計額)に着目した仕組みを考えることができる。

【地方法人課税小委員会報告(平成11年7月 政府税制調査会)(抄)】

- ※ 各法人の貸借対照表上の「資本剰余金」については、税法上定められておらず、課税標準として用いるためには税法上新たに定義する必要があったため、平成18年度以前は、それに相当する法人税法上の「資本積立金」を用いていた。
- ※ 平成18年度以降の法人税法上の「資本金等の額」は、「自己株式の消却」がなければ自己株式との合計額がほぼ「資本金」+「資本剰余金」の合計額となるが、「自己株式の消却」が行われた場合には「資本金等の額」から「資本金」+「資本剰余金」の額を導き出すことは困難となっている。

資本割の課税標準の見直しについて(2)

- この考え方からは、法人事業税において、「資本金」+「資本剰余金」の概念を整理した上で、課税標準を新たに明確な定義をおくことが本来の姿。



ただし、その概念整理は、有識者等も含めた検討が必要
また、実務面の対応可能性についても十分な検討が必要

- このようなことから、実務面での対応可能性も考慮し、当面の措置として、次のような対応とすることとした上で、さらに検討を進めることとしてはどうか。

当面の対応策

- ①(現行の課税標準である「資本金等の額」)を原則としつつ、①が②(「資本金」と「資本準備金」の合計額)を下回る場合、②を課税標準とする。
 - ① 法人税法上の「資本金等の額」(「法人税法施行規則別表5(1)に記載されている額」を基本)
 - ※ 自己株式の取得がない場合には、「資本金」+「資本剰余金」にほぼ相当する。
 - ② 「資本金」と「資本準備金」の合計額(それぞれ、「法人税法施行規則別表5(1)に記載されている額」)
 - ※ 自己株式の消却を実施した企業の多くは、その見合いで「その他資本剰余金」が減少し、ゼロないし僅少となっており、「資本準備金」が「資本剰余金」とほぼ等しくなっている。

法人住民税均等割の「資本金等の額」の見直し

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 道府県民税と市町村民税があり、それぞれ均等割、法人税割がある。
- 道府県民税均等割は法人の「資本金等の額」、市町村民税均等割は法人の「資本金等の額」と「従業者数」により税率を設定しているが、この「資本金等の額」も法人事業税資本割と同様の問題が生じているため見直しが必要ではないか。

		道府県民税	市町村民税	
			市町村内に有する事務所等の従業者数の合計数	
			50人超	50人以下
資本金等の額	1千万円以下	2万円	12万円	5万円
	1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
	1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円
	10億円超 50億円以下	54万円	175万円	41万円
	50億円超	80万円	300万円	

法人住民税均等割の税率区分の基準について

- 法人住民税均等割の税率区分の基準についても、従来、「資本金」と「資本積立金」(≒資本剰余金)の合計額とされていた経緯があることから、資本割と同様、当面の措置として、次のような対応とすることとした上で、さらに検討を進めることとしてはどうか。

当面の対応策

均等割の税率区分の基準を、①(現行の基準である「資本金等の額」)を原則としつつ、①が②(「資本金」と「資本準備金」の合計額)を下回る場合、②とする。

- ① 法人税法上の「資本金等の額」(「法人税法施行規則別表5(1)に記載されている額」を基本)

※ 自己株式の取得がない場合には、「資本金」+「資本剰余金」にほぼ相当する。

- ② 「資本金」と「資本準備金」の合計額(それぞれ、「法人税法施行規則別表5(1)に記載されている額」)

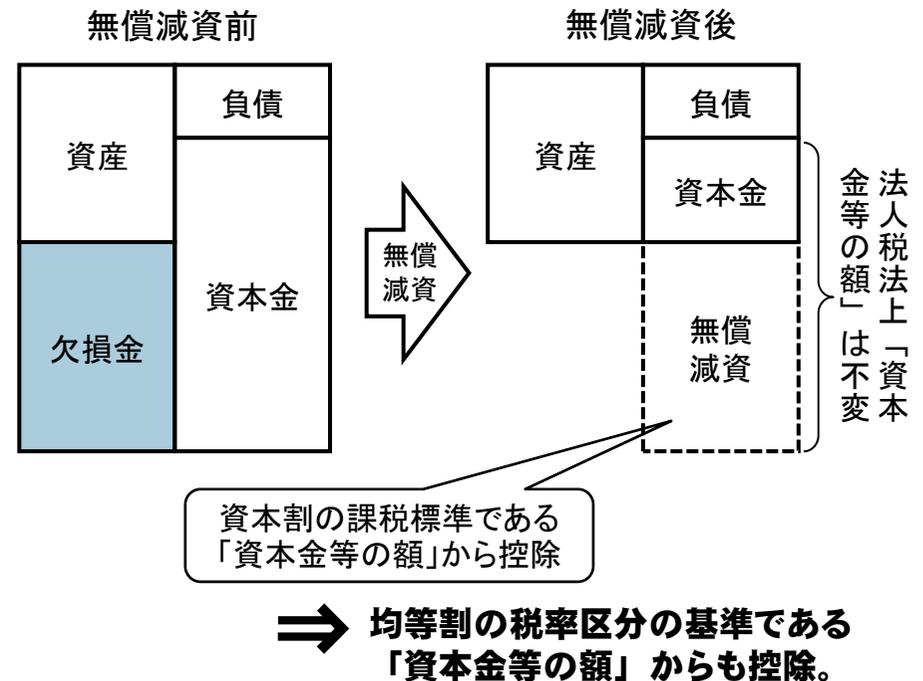
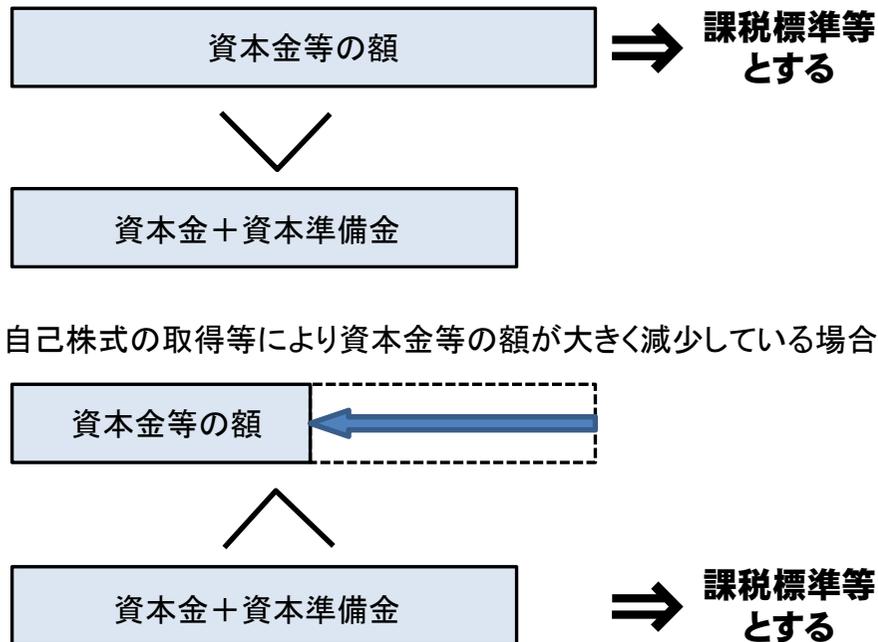
※ 自己株式の消却を実施した企業の多くは、その見合いで「その他資本剰余金」が減少し、ゼロないし僅少となっており、「資本準備金」が「資本剰余金」とほぼ等しくなっている。

- その際、法人住民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」についても、法人事業税資本割と合わせて、「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額(欠損てん補等)を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置を講じることとしてはどうか。

法人事業税資本割の課税標準の見直し等(案)

- 法人事業税資本割の課税標準及び法人住民税均等割の税率区分の基準(以下、「課税標準等」という。)を、原則、従来どおり下記①としつつ、①が②を下回る場合に②とする。
 - ① 法人税法上の「資本金等の額」
 - ② 「資本金」と「資本準備金」の合計額 (いずれも、法人税申告書別表5(1)に記載される額)
- 法人住民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、法人事業税資本割と合わせて、「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額(欠損てん補等)を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置を講じることとする。

〔原則〕



地方法人二税の分割基準

法人事業税の外形標準課税の拡大の趣旨を踏まえ、法人事業税の分割基準のあり方についても、今後検討することとしてはどうか。

	事業	課税方式	分割基準
法人住民税 (法人税割)	/		従業者数
法人事業税	非製造業	保険業	収入割
		その他	所得割 付加価値割 資本割 (※)
	製造業		収入割
	鉄道事業 軌道事業		収入割
	倉庫業		収入割
	ガス供給業		収入割
	電気供給業		収入割
			課税標準の1/2 : 事務所数
			課税標準の1/2 : 従業者数
			従業者数 (資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)
			軌道の延長キロメートル数
			事務所等の固定資産の価額
			課税標準の3/4:事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額
			課税標準の1/4:事務所等の固定資産の価額

※ 資本金1億円超の外形標準課税対象法人の場合

外形標準課税と中小企業について

○ 法人税の改革について(平成26年6月27日政府税制調査会)

また、外形標準課税が全法人の1%未満である資本金1億円超の企業のみを対象にすることは、行政サービスの受益者が広くその費用を負担するという地方税の趣旨に反するため、外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見が多く出された。

このため、法人事業税における付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべきである。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである。

○ 地方財政審議会「地方法人課税のあり方等に関する検討会」報告書(平成25年11月)

法人所得課税から外形標準課税への移行は、法人実効税率を引き下げる効果がある一方で、赤字法人等についても受益に応じた税負担を求めることとなる等について懸念の声もある。このため、外形標準化を進めるに当たっては、その必要性や合理性について、納税者の理解を十分に得る努力を重ねること等に留意しつつ、かつ、段階的に、実施していくことを検討すべきである。

その際、既に付加価値割が導入されている資本金1億円超の法人について所得割を付加価値割に切り替えていくことと、資本金1億円以下の法人に付加価値割を導入していくことのどちらを優先的に進めていくかについても、十分に検討する必要がある。

○ 法人税改革に当たっての基本的認識と論点(平成26年6月5日与党税制調査会)

地方法人課税については、応益課税の考え方が重要である。このため平成15年度には法人事業税に付加価値割等の外形標準課税を導入したところであるが、地域経済を支える中小企業に配慮しつつ、今後も、公共サービスの対価を黒字企業に限らず広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化する方向で見直していく必要がある。

平成27年度与党税制改正大綱（外形標準課税部分等抜粋）

平成26年12月30日
自由民主党
公明党

第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

I デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

1 成長志向に重点を置いた法人税改革

(2) 改革の枠組み

平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。その際、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するため、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、恒久財源をしっかりと確保する。

税率引下げと課税ベースの拡大等の改革は、大きく分けて2段階で進めることとし、以下のとおり取り組む。

① 第1段階として、平成27年度税制改正において、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しを行う。これらの改革に当たっては、地域経済を支える中小法人への影響に配慮して、大法人を中心に改革を行う。また、賃上げへの配慮措置や地域で雇用を支える中堅企業の負担増の軽減措置、改革を段階的に実施する等の激変緩和措置も講ずる。（後段略）

② 第2段階として、平成28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乘せを図る。さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。このため、以下をはじめとして、幅広く検討を行う。

イ 大法人向けの法人事業税の外形標準課税の更なる拡大に向けて、平成27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。その際、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

- ロ 生産性向上設備投資促進税制（平成28年度末期限）、所得拡大促進税制（平成29年度末期限）及び研究開発税制（増加型・高水準型は平成28年度末期限）については、経済の好循環の定着状況等を踏まえつつ、取扱いについて検討を行う。
- ハ 減価償却については、中小事業者等における設備投資への影響に留意しつつ、経済の好循環の定着状況等を見極めながら、定額法への一本化について、検討を行う。
- ニ 法人事業税の損金不算入化について、税の性格上は損金算入が自然であるとの考え方もある一方、地方独自の減税措置の効果が国税等の課税ベースの変動により減殺されてしまうことや、各税目の税負担が納税者にとって不明確となることを考慮しつつ、検討を行う。
- ホ 租税特別措置については、毎年度、期限が到来するものを中心に、廃止を含めてゼロベースで見直しを行う。

③ 全法人の99%を占める中小法人（資本金1億円以下）については、軽減税率や各種の政策税制（例えば、中小企業投資促進税制）が適用されるほか、欠損金繰越控除の控除限度、特定同族会社の留保金課税、法人事業税の外形標準課税をはじめとする多くの制度において、大法人と異なる扱いが認められている。

中小法人の実態は、大法人並みの多額の所得を得ている法人から個人事業主に近い法人まで区々であることから、そうした実態を丁寧に検証しつつ、資本金1億円以下を中小法人として一律に扱い、同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う。その上で、中小法人のうち7割が赤字法人であり、一部の黒字法人に税負担が偏っている状況を踏まえつつ、中小法人課税の全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討を行う。

今後の検討課題①（第2段階の改革）

- 平成28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乘せを図る。
 - さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。
 - このため、以下をはじめとして、幅広く検討を行う。
-
- ◇ 大法人向けの**法人事業税の外形標準課税の更なる拡大**に向けて、平成27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。その際、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。
 - ◇ **生産性向上設備投資促進税制**（平成28年度末期限）、**所得拡大促進税制**（平成29年度末期限）及び**研究開発税制**（増加型・高水準型は平成28年度末期限）については、経済の好循環の定着状況等を踏まえつつ、取扱いについて検討を行う。
 - ◇ **減価償却**については、中小事業者等における設備投資への影響に留意しつつ、経済の好循環の定着状況等を見極めながら、定額法への一本化について、検討を行う。
 - ◇ **法人事業税の損金不算入化**について、税の性格上は損金算入が自然であるとの考え方もある一方、地方独自の減税措置の効果が国税等の課税ベースの変動により減殺されてしまうことや、各税目の税負担が納税者にとって不明確となることを考慮しつつ、検討を行う。
 - ◇ **租税特別措置**については、毎年度、期限が到来するものを中心に、廃止を含めてゼロベースで見直しを行う。

今後の検討課題②

<中小法人課税>

- 全法人の99%を占める中小法人(資本金1億円以下)については、軽減税率や各種の政策税制(例えば、中小企業投資促進税制)が適用されるほか、欠損金繰越控除の控除限度、特定同族会社の留保金課税、法人事業税の外形標準課税をはじめとする多くの制度において、大法人と異なる扱いが認められている。

中小法人の実態は、大法人並みの多額の所得を得ている法人から個人事業主に近い法人まで区々であることから、そうした実態を丁寧に検証しつつ、資本金1億円以下を中小法人として一律に扱い、同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う。その上で、中小法人のうち7割が赤字法人であり、一部の黒字法人に税負担が偏っている状況を踏まえつつ、中小法人課税の全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討を行う。

<公益法人等課税>

- 公益法人等については、非収益事業について民間競争が生じていないか、収益事業への課税において軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、その課税のあり方について引き続き検討を行う。

<協同組合等課税>

- 協同組合等については、特に軽減税率のあり方について、事業分量配当の損金算入制度が適用される中で過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、今般の法人税改革の趣旨に沿って、引き続き検討を行う。

全国知事会 「平成27年度与党税制改正大綱」について(平成26年12月30日)(抄)

1 法人税改革について

今般の法人税改革は「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えることとされ、平成27年度税制改正では、法人実効税率を平成28年度まで2年間で3.29% (27年度2.51%、28年度0.78%)引き下げる一方で、法人事業税の外形標準課税の拡大、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、租税特別措置の見直しなど課税ベースの拡大を行うことが示された。

これは、一部先行減税が含まれることになったが、法人実効税率を引き下げる場合には、「法人課税の中での
税収中立」を優先すべきなどとした全国知事会の提言に概ね沿ったものであること、また、法人事業税の外形標準課税の拡大については、長年、全国知事会が求めてきたものであり税収の安定に資することとなること、地域経済を支える中小法人等への影響に配慮して、大法人を対象に行うことと、中堅企業に対する負担変動の軽減措置が2年間講じられていることから、評価したい。

平成27年度税制改正においては、経済の好循環の実現を力強く後押しするために、税率引下げを先行させることとされたが、以後数年で法人実効税率を20%台まで引き下げる場合には、地方の財政運営に支障が生じないよう必要な税財源を確保し、最終的には恒久減税には恒久財源が確保されるよう強く求める。

今後、法人税改革を継続する中で、外形標準課税のさらなる拡大や適用対象法人のあり方等について検討を行うこととされたが、地域経済への影響も踏まえて、引き続き、中小法人への配慮を適切に行うべきである。

全国市長会 「平成27年度与党税制改正大綱」について(平成27年1月5日)(抄)

法人実効税率の第一段階の引下げについて、減税が先行した形で行われることとなった。租税特別措置の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大等によりその一部について代替財源が確保されたことは評価するところであるが、地方財政に影響が生じることのないよう適切な措置を講じるとともに、最終的には恒久減税には恒久財源が確保されるようにするべきである。

平成27年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見 (平成26年12月19日 地方財政審議会)(抄)

第二 平成27年度地方税制改正等への対応

1 法人実効税率引下げへの対応(法人事業税の外形標準課税の拡充等)

(2) 法人事業税の外形標準課税の拡充

法人事業税における外形標準課税の拡充は、法人実効税率の引下げにもつながり、努力して成果を上げた企業にとっては法人所得に係る税負担が軽減される効果を持つため、新規投資や新分野への進出の促進による経済の活性化が期待できるなど、法人税改革の趣旨とも合致する。このため、法人実効税率の見直し議論は、外形標準課税の拡充を推進する機会でもあると考えられる。

(3) 外形標準課税の対象法人の拡大の議論

外形標準課税の対象法人については、現在の対象が資本金1億円超の大法人に限定され、全法人の1%程度にとどまっている。応益課税の観点からは対象法人の拡大を図るべきであるが、その一方で、地域経済を支え雇用を守っている中小法人に対する配慮は重要であり、中小法人の取扱いは慎重に検討すべき事項である。

もともと、大法人のみ外形標準課税を拡充する場合には、大法人と中小法人との間の所得割の税率格差が拡大することとなり、大法人を上回る収益力のある中小法人においては法人実効税率が大法人よりも相当程度高くなること等も留意する必要がある。

(4) 資本割の課税標準の適正化

資本割が法人の事業活動規模をある程度示すものとして課税されている趣旨を踏まえれば、外形標準課税の拡充に合わせ資本割の課税標準についても必要な見直しを行うべきである。また、同様に法人税法上の「資本金等の額」を税率区分として用いている法人住民税均等割についても、併せて必要な見直しを行うべきである。

平成27年度税制改正大綱（地方法人課税の偏在是正関係）

平成26年12月30日
自由民主党
公明党

第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

Ⅲ 社会保障・税一体改革

1 消費税率10%への引上げ時期の変更

経済再生と財政健全化を両立するため、平成27年10月に予定していた消費税率10%への引上げ時期を平成29年4月とする。社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの信認を高めるために財政健全化を着実に進める姿勢を示す観点から、平成29年4月の消費税率10%への引上げは、「景気判断条項」を付さずに確実に実施する。

2 消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

(3) 地方法人課税の偏在是正

平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

平成26年度与党税制改正大綱(地方法人課税の偏在是正)

[消費税率8%段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]:制限税率

(都道府県分) 5.0% [6.0%] → 3.2% (△1.8%) [4.2%]
(市町村分) 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]

2. 地方法人税(仮称)の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- ・ 税込額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

[消費税率10%段階]

- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律（抄）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

平成27年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見 (平成26年12月19日 地方財政審議会)(抄)

第二 平成27年度地方税制改正等への対応

2 地方法人課税の偏在是正

(1) 地方法人課税の偏在是正の基本的な方向性

地方法人課税のうち、法人の所得を課税対象とする地方法人所得課税については、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいことなどから、地方自治体の安定的な財政運営に大きな影響がある。

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する観点から、都道府県及び市町村の法人住民税法人税割は交付税原資化、法人事業税所得割は外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)を目指すべきである。

地方消費税率引上げにより、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要である。そのため、地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべきである。一方で、今回の税制抜本改革においては、既に地方消費税率の引上げが地方税に係る税制抜本改革法において決定していることを踏まえ、同法第7条第5号ロの規定に基づき、法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を更に進めることを検討すべきである。

地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべきである。その際は、法人住民税法人税割の交付税原資化により、より望ましい偏在是正措置に移行していくべきである。しかしながら、法人住民税法人税割の交付税原資化の規模が一定の範囲内にとどまる場合には、暫定措置として、現在と同様の法人事業税を用いた偏在是正制度を補完的に措置せざるを得ない場合もあるのではないかと考えられる。

(2) 平成26年度与党税制改正大綱

平成26年度与党税制改正大綱においては、消費税率(国・地方)8%段階の対応として、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化し、その全額を交付税特別会計に直接繰り入れるとともに、地方法人特別税・譲与税については、1/3の規模を法人事業税に復元することとされた。

また、消費税率(国・地方)10%段階においては、「法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税制度を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。」と方針を明記している。

これらの措置及び方針は、当審議会の考える基本的な考え方に沿うものと評価できる。したがって、消費税率(国・地方)10%段階の地方法人課税の偏在是正措置については、平成26年度与党税制改正大綱に基づき、消費税率(国・地方)10%引上げ時に確実に実施できるよう必要な検討を進めていくべきである。